

就学援助費について

小・中学生を養育しており経済的な理由により学用品費や給食費などの支払いにお困りの保護者の方へ、その費用の一部を援助します。

(1) 援助を受けることができる方

郡上市に住所を有し、市内の小・中学校に通うお子さん（入学予定者を含む。）のいる世帯で、郡市教育委員会が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認定する方です。

(2) 援助の内容

①対象費用 学用品費、通学用品費（新1年生を除く）、新入学児童生徒学用品費（注1）、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、医療費（注2）

②支給額 毎年度国の定めた基準額に準じ、市の予算の範囲内で決められます。

（注1）年度途中（5月以降）に申請し認定された新1年生は、新入学児童生徒学用品費は支給されず、通学用品費などの支給となります。

（注2）学校保健安全法施行令第8条に定められる、トロコーマ及び結膜炎、はくせん 白癬、かいせん 痒癬及び膿瘍疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、齶歯、寄生虫病（虫卵保有を含む。）に限ります。

(3) 就学援助費申請提出書類

援助費の受給を希望される方は、「就学援助費支給申請書（様式第1号）」及び「就学援助費口座振込申出書」を記入の上、申請事由欄に記載されている必要な書類及び次の書類を添えて提出して下さい。

必要書類 同一生計の世帯全員の所得が確認できる書類の写し

（収入のある方全員分）

・給与所得のある方：源泉徴収票又は確定申告書の写し

・年金（老齢・遺族・障害年金等）を受給している方：支払通知書等の写し

（年間の支給額が確認できるものを添付してください。）

※期限までに揃わない場合は、申請書提出の際、必ずその旨をお申出ください。提出が遅れた場合は翌月審査となります。

【特例措置】新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった方の対応

新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少などにより収入が著しく減少（家計急変）し、学校納入金（給食費など）の支払いが困難となった世帯

必要書類 所得が著しく減少（家計急変）したことを証明する書類（例）

（収入のある方全員分）

・令和元年の所得証明又は確定申告書の写し及び令和2年の確定申告書の写し

・減収前直近3ヶ月の給与明細および減収後の給与明細

・辞令書または退職証明書

・社会福祉協議会の生活福祉資金の特例貸付を受けたことを証明する書類 など

(4) 支給対象者の審査

提出書類の内容を毎月1回行われる教育委員会で審査の上、支給対象者を決定します。申請から決定まで1ヶ月以上かかることもありますので予めご了承下さい。

(5) 支給方法

年2回（7月・11月）に分けて支給します。

（ただし、新入学児童生徒学用品費は6月、修学旅行費及び校外活動費の対象者は令和3年3月に支給）

年度の途中で認定を受けた場合は、認定月分から支給します。

原則保護者の口座へ直接振り込みますが、学校徴収金（学用品費や給食費）に滞納がある場合は、学校長を代理人とした学校口座振込とし、滞納分へ充当します。

※令和3年度に小・中学校の新1年生となる子の保護者のうち、令和3年6月上旬以前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けたい方は、別紙「就学援助費（新入学児童生徒学用品準備費）支給請求書」を令和3年2月の申請時に提出願います。なお、提出されない方は6月上旬に支給します。

(6) 参考：令和2年度基準支給額

区分	対象内容	小・中の別	単価	支給時期
学用品等購入費	児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品	小学校	11,520	7月 11月
		中学校	22,510	
通学用品購入費	児童生徒が通常必要とする通学用品	小学校	2,250	7月 11月
		中学校	2,250	
新入学児童生徒学用品準備費	新入学児童生徒学用品費を入学年度の前年度に支給を受けたい方	小学校	50,600	3月
		中学校	58,400	
新入学児童生徒学用品費	新入学児童生徒が通常必要とする学用品・通学用品	小学校	50,600	6月
		中学校	58,400	
修学旅行費	交通費・宿泊費・見学料・その他均一に負担する諸費用	小学校	21,670	3月 (上限有)
		中学校	60,300	
校外活動費(宿泊なし)	遠足・見学に行く際の交通費及び見学料	小学校	1,580	3月 (上限有)
		中学校	2,290	
校外活動費(宿泊あり)	宿泊研修などの学校行事で交通費及び見学料	小学校	3,650	3月 (上限有)
		中学校	6,150	
学校給食費	保護者が負担する学校給食費	小学校	36,000	7月 11月
		中学校	41,000	

※学校給食費以外の支給額については、毎年6月上旬に示される要保護国庫補助金の基準額と同額の設定となるため、変更となる場合があります。

※年度途中（5月以降）に申請し認定された新1年生は新入学児童生徒学用品費の支給はなく、通学用品費の支給となります。

(7) 提出期限

新入学児童生徒学用品費の3月中の支払を希望される場合 令和3年2月19日（金）
それ以外の方は隨時受付いたします。

※5月20日受付分までは、1年分の支払いを予定していますが、6月以降は月割りの計算となります。

(8) 提出先

〒501-4222

郡上市八幡町島谷 207 番地 1 (郡上市文化センター3F)

郡上市教育委員会 学校教育課 就学援助担当者

TEL 0575-67-1468